

平成28年3月17日

関東信越厚生局

元保険薬局及び保険薬剤師の行政処分等について

平成28年3月16日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険薬局の指定の取消相当」及び「保険薬剤師の登録の取消」について、意見伺及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等とすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1 元保険薬局の指定の取消相当

- (1) 名 称 三原薬局
- (2) 所 在 地 東京都中央区八重洲二丁目1番 八重洲地下街中2号
- (3) 開 設 者 株式会社 三原薬品 代表取締役 小田 安司
- (4) 指定の取消相当地日 平成28年3月18日

※ 当該保険薬局は、平成26年6月16日付で廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の処分と同等の取扱いとするものです。

2 保険薬剤師の登録の取消

- (1) 氏 名 丹野 和彦
- (2) 登録の取消年月日 平成28年3月18日
- (3) 根拠となる法律 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号

【行政処分等に至った経緯】

当該保険薬局に対し個別指導を実施したところ、特定の医療機関から虚偽の日付を交付年月日に記載した処方せんを受けて欲しい旨依頼され、それに応じ調剤を行った旨の発言があり、不正請求が強く疑われた。このことから、平成25年12月から平成27年5月まで計5回の監査を実施した。

結果として「行政処分等の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分等の主な理由】

当該保険薬局及び保険薬剤師の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- 実際には行っていない保険調剤を行ったものとして調剤報酬を不正に請求していた。
(架空請求)
- 実際に行った保険調剤に行っていない保険調剤を付け増して、調剤報酬を不正に請求していた。(付増請求)

【調剤報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

不正件数	181件
不正請求額	1,145,243円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から3年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。